

平成 30 年 7 月 吉日

会 員 各 位

一般社団法人 東京建設業協会

パラスポーツ応援プロジェクト「TEAM BEYOND」

企業メンバー登録のご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、会員企業の皆さまには、当協会の事業活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京都ではパラスポーツを社会全体で盛り上げていくためのプロジェクト「TEAM BEYOND」を展開しており、「TEAM BEYOND」のメンバーの募集をしております。

つきましては、別紙のとおりメンバー登録の呼びかけ依頼がございましたので、パラスポーツにご理解とご協力をいただける会員企業の皆様には、「TEAM BEYOND」へのご登録及び社員への周知をお願い申し上げます。

なお、当協会におきましても、すでにメンバー登録をいたしております。

敬 具

<本件問い合わせ先>

(一社) 東京建設業協会 事業部広報研修課
TEL: 03-3552-5656 / FAX: 03-3555-2170

<「TEAM BEYOND」企業登録問い合わせ先>

TEAM BEYOND-TOKYO パラスポーツプロジェクト事務局
TEL: 03-6441-4233 Mail: dantaiinfo@para-sports.tokyo

障害者スポーツの振興に御協力いただける
企業・団体の皆様へ

東京都 オリンピック・パラリンピック準備局
パラリンピック部 調整課

パラスポーツ応援プロジェクト「TEAM BEYOND」団体登録について（依頼）

日頃より東京都の障害者スポーツ振興施策に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

東京都では、パラスポーツを社会全体で盛り上げていくためのプロジェクト「TEAM BEYOND」を展開しており、「TEAM BEYOND」サイトのメンバー登録を呼びかけております。

つきましては、下記のとおり、貴社・貴団体の御登録及び社員・構成員の皆様への周知に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 企業・団体メンバー登録について

- (1) 「TEAM BEYOND」サイトから、御担当者個人としてメンバー登録してください。登録する情報は、メールアドレス及びパスワードのみです。
- (2) 御担当者の個人登録に併せて、様式1「TEAM BEYOND 団体登録フォーム」を御提出いただくことで、団体登録が完了いたします。
- (3) 登録いただいたアドレス宛てに月2回程度配信するメールマガジンの内容を、メール、イントラネット、会報等を通じて社内・団体内に御周知ください。

2 その他

- (1) 企業・団体メンバー登録に併せて、社員・構成員の方に、個人でのメンバー登録呼び掛けをお願いいたします。
- (2) 「TEAM BEYOND」サイトへの企業・団体名掲載等については、別紙を御確認ください。

<お問合せ先>

- 「TEAM BEYOND」に関すること
東京都オリンピック・パラリンピック準備局
パラリンピック部調整課 大内・尾下・臼井
電話 03-5388-2882 F A X 03-5388-1229
- 「TEAM BEYOND」団体登録に関すること（様式送付先）
TEAM BEYOND -TOKYO パラスポーツプロジェクト- 事務局
電話 03-6441-4233 Mail : dantaiinfo@para-sports.tokyo

企業・団体メンバーのサイト掲載等について

<全ての企業・団体>

○ 「メンバー」ページへの掲載

「TEAM BEYOND」ウェブサイト内の「企業・団体メンバー」ページに、御登録いただいた企業・団体メンバーの名称等を五十音順で掲載いたします。

※ ウェブサイト更新時に、随時、企業・団体名等を掲載していきますので、**担当宛てに様式2「TEAM BEYOND ウェブサイトに掲載するメッセージ等」及びバナーデータ***を御送付ください。

なお、ウェブサイトへの企業・団体名掲載を希望されない場合は、様式1「TEAM BEYOND 団体登録フォーム」御提出の際に、その旨お伝えいただくようお願いいたします。

* バナーのサイズ等

- ・ サイズは、PC用 幅 265px×高さ 265px、スマートフォン用 幅 176px×高さ 176px の2種類をお願いいたします。
- ・ 拡張子は「png」、容量は任意でお願いいたします。

○ 相互リンク化

「TEAM BEYOND」ウェブサイトのバナーを貴社・貴団体のホームページに掲載していただける場合、様式2及びバナーデータの御提出時に、その旨お知らせください。

御使用いただくバナーは、別添のとおり用意しました**15種類のカラーバリエーション**から、**お好みの色のロゴ**を選択していただきます。

<コンセプト>

「TEAM BEYOND」は、スポーツをする人も、観る人も、支える人も、そして個人も法人も、あらゆるジャンルを超えた多様なメンバーが集まって、未来に向かって進んでいくプロジェクトです。メンバーの豊かな多様性の象徴として、互いに混ざりあい、幅広い色をつくりだす、光の根源色である赤、青、緑の三色をメインカラーにしています。

それぞれの企業・団体が、メインカラーから生まれる多様性豊かな色から選んだ、思い思いの色をまとっていただくことで、「TEAM BEYOND」の多様性を象徴できる。そう考えて、まずは15種類のカラーバリエーションを用意しました。

なお、掲載方法は、以下3パターンのいずれかの方法で、トップページ(<https://www.para-sports.tokyo/>)をリンク先としてください。

- (1) バナー単独での掲載
- (2) バナーと「TEAM BEYOND -TOKYO パラスポーツプロジェクト-」というテキストを併せて掲載
- (3) バナーと「〇〇(企業・団体名)は「TEAM BEYOND」メンバーです」というテキストを併せて掲載

<パラスポーツに関する外部向けのSNSをお持ちの企業・団体>

○ SNSの相互フォロー

企業・団体メンバーがパラスポーツ情報を発信している Facebook 又は Twitter をお持ちの場合、「TEAM BEYOND」と相互にフォローしていきます。

※ パラスポーツに関する外部向けの Facebook 又は Twitter をお持ちでしたら、担当宛てに御連絡ください。御協力よろしくお願いたします。

<パラスポーツに関するイベントを実施している企業・団体>

○ SNSでの発信

「TEAM BEYOND」の Facebook・Twitter からパラスポーツに関するイベント等の情報発信をしています。投稿を御希望の場合は5営業日前までに投稿文案を担当宛てに御送付ください。シェア又はリツイートを御希望の場合は、2営業日前までに担当宛てに御連絡ください。

※ 御連絡いただいていないイベントについても、シェア又はリツイートさせていただく場合がございます。

<注意>

「TEAM BEYOND」は、2020年以降も見据え、パラスポーツ（障害者スポーツ全般）を盛り上げていくプロジェクトです。

東京2020大会のスポンサーの権利に配慮するため、ウェブサイト内の「入団発表メーカー」において作成できる「ユニフォーム画像」の背番号には、企業・団体として「2020」を使用することができないなどの制限があることを御了承ください。

また、企業・団体等の皆様が発信する内容に、東京都が、「TEAM BEYOND」とのリンク、相互フォロー、SNS発信等に相応しくない部分があると判断した場合には、個別に御相談してリンク等を見送る可能性がございます。

御不明点等ございましたら、担当までお問い合わせください。

TEAM BEYOND 団体登録フォーム

御社名		
所在地		
業種		
従業員数	人	
団体内周知の方法	<input type="checkbox"/> 一斉メールでの御周知 (対象:)	
	<input type="checkbox"/> イン트라ネットへの掲載	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
団体内周知の対象人数 (概数)	人	
御担当	御所属	
	御氏名	
	電話番号	()
	メールアドレス	@
パラスポーツ / スポーツに関する取組		
備考		

私が所属する法人・団体は、裏面のいずれにも該当する者ではありません。

<様式送付先>

TEAM BEYOND -TOKYO/パラスポーツプロジェクト 事務局

電話 03-6441-4233 Mail: dantaiinfo@para-sports.tokyo

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- (3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に東京のPR、産業振興等に資すると知事が判断した場合はこの限りではない。
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (7) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (9) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者
- (10) 政治団体若しくは宗教団体又はこれらに類するもの
- (11) 都の指名停止措置を受けている者
- (12) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (13) 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者



「TEAM BEYOND」メンバーになると（企業会員）

◆ 「TEAM BEYOND」メンバーとしての露出

御社のパラスポーツに関する取組を、「TEAM BEYOND」がPRします

- 「TEAM BEYOND」サイトに御社のロゴを掲出
- 御社HPと「TEAM BEYOND」サイトの相互リンク
- 「TEAM BEYOND」SNS等で御社のパラスポーツに関する取組を発信



「TEAM BEYOND」公式ウェブサイト
メンバー(企業・団体)ページ

◆ 「TEAM BEYOND」との連携

パラスポーツ盛上げの相乗効果を生むため、「TEAM BEYOND」が各企業等と連携した取組を実施します

- 「TEAM BEYOND」と共同でパラスポーツ盛上げのための取組を実施
(例)企業が制作するドキュメンタリーを活用し、大学での特別講義を通じて、競技や選手の魅力を発信するプロジェクト「PARA-SPORTS ACADEMY」の共同実施
- 「TEAM BEYOND」が実施するイベントに協力企業として参加
(例)「BEYOND FES 渋谷」へのステージ出展(2017年の例)

